

# 株式会社津松菱に対する債権の弁済受領完了について

平成17年5月20日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者から債権全額の弁済を受け、これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社津松菱

## 2. 経緯

本件対象事業者につきましては、平成15年10月24日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行い、同年11月27日に法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。その後、対象事業者は、事業再生計画に沿って、スポンサーであるジャパン・リカバリー・ファンドからの出資を受け、事業再生を進めてまいりました。

## 3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本957百万円の債権を、金融機関等から299百万円で買い取り、事業再生計画に沿ってジャパン・リカバリー・ファンドへ債権譲渡（646百万円）を行った後、残った債権311百万円について弁済を受けておりましたが、今回残債権全額に当たる226百万円の弁済を受け、全額完済となったものです。

## 4. 主務大臣の意見

意見なし

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437